

(傍線の部分は改正部分)

改 正 案	現 行
<p>指定居宅サービスに要する費用の額の算定に関する基準(平成十二年二月厚生省告示第十九号)及び指定施設サービス等に要する費用の額の算定に関する基準(平成十二年二月厚生省告示第二十一号)の規定に基づき、厚生労働大臣が定める施設基準を次のように定め、平成十二年四月一日から適用する。</p> <p>一 指定訪問介護における指定居宅サービスに要する費用の額の算定に関する基準(平成十二年厚生省告示第十九号)別表指定居宅サービス介護給付費単位数表(以下「指定居宅サービス介護給付費単位数表」という。)の訪問介護費の注11に係る施設基準</p> <p>一月当たり延訪問回数が二百回以下の指定訪問介護事業所であること。</p> <p>二 指定訪問入浴介護における指定居宅サービス介護給付費単位数表の訪問入浴介護費の注5に係る施設基準</p> <p>一月当たり延訪問回数が二十回以下の指定訪問入浴介護事業所であること。</p> <p>三 指定訪問看護における指定居宅サービス介護給付費単位数表の訪問看護費の注6に係る施設基準</p> <p>一月当たり延訪問回数が百回以下の指定訪問看護事業所であること。</p> <p>四 指定通所介護の施設基準</p> <p>イ 前年度の一月当たりの平均利用延人員数(当該指定通所介護事業所に係る指定通所介護事業者が指定介護予防通所介護事業者の指定を併せて受け、かつ、一体的に事業を実施している場合は、当該指定介護予防通所介護事業所における前年度の一月当たりの平均利用延人員数を含む。以下この号において同じ。)が</p>	<p>指定居宅サービスに要する費用の額の算定に関する基準(平成十二年二月厚生省告示第十九号)及び指定施設サービス等に要する費用の額の算定に関する基準(平成十二年二月厚生省告示第二十一号)の規定に基づき、厚生労働大臣が定める施設基準を次のように定め、平成十二年四月一日から適用する。</p> <p>一 指定通所介護の施設基準</p> <p>イ 前年度の一月当たりの平均利用延人員数(当該指定通所介護事業所に係る指定通所介護事業者が指定介護予防通所介護事業者の指定を併せて受け、かつ、一体的に事業を実施している場合は、当該指定介護予防通所介護事業所における前年度の一月当たりの平均利用延人員数を含む。)が三百人以内の指定通所介護</p>

三百人以内の指定通所介護事業所であること。

ロ 通常規模型通所介護費を算定すべき指定通所介護の施設基準
(1) イ(1)に該当しない事業所であつて、前年度の一月当たりの平均利用延人員数が七百五十人以内の指定通所介護事業所であること。

(2) (略)

ハ 大規模型通所介護費(Ⅰ)を算定すべき指定通所介護の施設基準
(1) イ(1)及びロ(1)に該当しない事業所であつて、前年度の一月当たりの平均利用延人員数が九百人以内の指定通所介護事業所であること。

(2) イ(2)に該当するものであること。

ニ 大規模型通所介護費(Ⅱ)を算定すべき指定通所介護の施設基準

(1) イ(1)、ロ(1)及びハ(1)に該当しない事業所であること。

(2) イ(2)に該当するものであること。

ホ 療養通所介護費を算定すべき指定療養通所介護の施設基準

(1)・(2) (略)

事業所であること。

ロ 通常規模型通所介護費を算定すべき指定通所介護の施設基準
(1) イ(1)に該当しない事業所であること。

(2) (略)

ハ 療養通所介護費を算定すべき指定療養通所介護の施設基準

(1)・(2) (略)

ニ 認知症専用併設型通所介護費を算定すべき指定通所介護の施設基準

(1) 特別養護老人ホーム等に併設されていること。

(2) ハ(2)から(4)までに該当するものであること。

三 指定通所介護に係る別に厚生労働大臣が定める施設基準

前年度の一月当たりの平均利用延人員数(当該指定通所介護事業所に係る指定通所介護事業者が指定介護予防通所介護事業者の指定を併せて受け、かつ、一体的に事業を実施している場合は、当該指定介護予防通所介護事業所における前年度の一月当たりの平均利用延人員数を含む。)が九百人を超える指定通所介護事業所であること。

三 指定通所リハビリテーションに係る別に厚生労働大臣が定める施設基準

前号の規定を準用する。

五 指定通所リハビリテーションに係る別に厚生労働大臣が定める施設基準

イ 通常規模型通所リハビリテーション費を算定すべき指定通所

リハビリテーションの施設基準

(1) 前年度の一月当たりの平均利用延人員数(当該指定通所リハビリテーション事業所に係る指定通所リハビリテーション事業者が指定介護予防通所リハビリテーション事業所の指定を併せて受け、かつ、一体的に事業を実施している場合は、当該指定介護予防通所リハビリテーション事業所における前年度の一月当たりの平均利用延人員数を含む。以下この号において同じ。)が七百五十人以内の指定通所リハビリテーション事業所であること。

(2) 指定居宅サービス基準第百十二条に定める設備に関する基準に適合していること。

ロ 大規模型通所リハビリテーション費(Ⅰ)を算定すべき指定通所リハビリテーションの施設基準

(1) イ(1)に該当しない事業所であつて、前年度の一月当たりの平均利用延人員数が九百人以内の指定通所リハビリテーション事業所であること。

(2) イ(2)に該当するものであること。

ハ 大規模型通所リハビリテーション費(Ⅱ)を算定すべき指定通所リハビリテーションの施設基準

(1) イ(1)及びロ(1)に該当しない事業所であること。

(2) イ(2)に該当するものであること。

六 指定通所リハビリテーションにおける認知症短期集中リハビリテーション実施加算に係る施設基準

イ リハビリテーションを担当する理学療法士、作業療法士又は言語聴覚士が適切に配置されていること。

ロ リハビリテーションを行うに当たり、利用者数が理学療法士、作業療法士又は言語聴覚士の数に対して適切なものであること。

七 指定短期入所生活介護の施設基準

イ 単独型短期入所生活介護費を算定すべき指定短期入所生活介

四 指定短期入所生活介護の施設基準

イ 単独型短期入所生活介護費を算定すべき指定短期入所生活介

護の施設基準

当該指定短期入所生活介護事業所における介護職員又は看護職員の数(当該指定短期入所生活介護事業所が、一部ユニット型指定短期入所生活介護事業所である場合にあつては、当該指定短期入所生活介護事業所の介護職員又は看護職員の数及び当該指定短期入所生活介護事業所のユニット部分(指定居室サービス基準第四百四十条の十五に規定するユニット部分をいう。以下ハにおいて同じ。))以外の部分に係る介護職員又は看護職員の数が、常勤換算方法(指定居室サービス基準第二条第七号に規定する常勤換算方法をいう。以下この号、第十号及び第十二号において同じ。)で、利用者の数が三又はその端数を増すごとに一以上であること。

ロ(二) (略)

八| 指定短期入所生活介護に係る別に厚生労働大臣が定める基準

イ(二) (略)

九| 指定短期入所生活介護におけるユニットケアに関する減算に係る施設基準

イ・ロ (略)

十| 指定短期入所生活介護に係る看護体制加算の施設基準

イ| 看護体制加算(1)を算定すべき指定短期入所生活介護の施設基準

(1) 当該指定短期入所生活介護事業所(当該指定短期入所生活介護事業所が指定居室サービス基準第二百一十一条第二項の適用を受ける特別養護老人ホームである場合にあつては、当該特別養護老人ホーム)において、常勤の看護師を一名以上配置していること。

(2) 厚生労働大臣が定める利用者等の数の基準及び看護職員等の員数の基準並びに通所介護費等の算定方法(平成十二年厚生省告示第二十七号。以下「通所介護費等の算定方法」という。)第三号に規定する基準に該当しないこと。

護の施設基準

当該指定短期入所生活介護事業所における介護職員又は看護職員の数(当該指定短期入所生活介護事業所が、一部ユニット型指定短期入所生活介護事業所である場合にあつては、当該指定短期入所生活介護事業所の介護職員又は看護職員の数及び当該指定短期入所生活介護事業所のユニット部分(指定居室サービス基準第四百四十条の十五に規定するユニット部分をいう。以下ハにおいて同じ。))以外の部分に係る介護職員又は看護職員の数が、常勤換算方法(指定居室サービス基準第二条第七号に規定する常勤換算方法をいう。以下この号及び第八号において同じ。)で、利用者の数が三又はその端数を増すごとに一以上であること。

ロ(二) (略)

五| 指定短期入所生活介護に係る別に厚生労働大臣が定める基準

イ(二) (略)

六| 指定短期入所生活介護におけるユニットケアに関する減算に係る施設基準

イ・ロ (略)

ロ 看護体制加算(Ⅱ)を算定すべき指定短期入所生活介護の施設基準

(1) 当該指定短期入所生活介護事業所の看護職員の数が次に掲げる基準に適合すること。

(一) 当該指定短期入所生活介護事業所(当該指定短期入所生活介護事業所が指定居宅サービス基準第百二十一条第二項の適用を受ける特別養護老人ホームである場合を除く。)の看護職員の数が、常勤換算方法で、利用者の数が二十五又はその端数を増すごとに一以上であること。

(二) 当該指定短期入所生活介護事業所が指定居宅サービス基準第百二十一条第二項の適用を受ける特別養護老人ホームである場合にあつては、当該特別養護老人ホームの看護職員の数が、常勤換算方法で、利用者の数(指定短期入所生活介護の利用者の数及び当該特別養護老人ホームの入所者の数の合計数)が二十五又はその端数を増すごとに一以上であり、かつ、特別養護老人ホーム基準第十二条第一項第四号に規定する特別養護老人ホームに置くべき看護職員の数に一を加えた数以上であること。

(2) 当該指定短期入所生活介護事業所の看護職員により、又は病院、診療所若しくは訪問看護ステーションの看護職員との連携により、二十四時間の連絡体制を確保していること。

(3) イ(2)に該当するものであること。

十一 平成十八年四月一日以後従来型個室を利用する者に対する指定短期入所生活介護に係る別に厚生労働大臣が定める基準
指定短期入所生活介護事業所の居室における利用者一人当たりの面積が、十・六五平方メートル以下であること。

十二 指定短期入所療養介護の施設基準

イ(ト) (略)

チ 診療所短期入所療養介護費を算定すべき指定短期入所療養介護の施設基準

七 平成十八年四月一日以後従来型個室を利用する者に対する指定短期入所生活介護に係る別に厚生労働大臣が定める基準
指定短期入所生活介護事業所の居室における利用者一人当たりの面積が、十・六五平方メートル以下であること。

イ(ト) (略)

チ 診療所療養病床短期入所療養介護費を算定すべき指定短期入所療養介護の施設基準

(1) 診療所短期入所療養介護費(1)を算定すべき指定短期入所療養介護の施設基準

(一) 診療所である指定短期入所療養介護事業所であること。

(二) 当該指定短期入所療養介護を行う病室(以下「病室」という。)における看護職員の数(当該病室を有する診療所である指定短期入所療養介護事業所が、一部ユニット型指定短期入所療養介護事業所である場合にあつては、当該病室の看護職員の数及び当該病室のユニット部分以外の部分に係る看護職員の数)が、常勤換算方法で、当該病室における指定短期入所療養介護の利用者の数及び入院患者の数の合計数が六又はその端数を増すごとに一以上であること。

(三) 当該病室における介護職員の数(当該病室を有する診療所である指定短期入所療養介護事業所が、一部ユニット型指定短期入所療養介護事業所である場合にあつては、当該病室の介護職員の数及び当該病室のユニット部分以外の部分に係る介護職員の数)が、常勤換算方法で、当該病室における指定短期入所療養介護の利用者の数及び入院患者の数の合計数が六又はその端数を増すごとに一以上であること。

(四) 当該指定短期入所療養介護を行う療養病床に係る病室が医療法施行規則第十六条第一項第二号の二、第三号イ及び第十一号イに規定する基準に該当するものであること。

(五) 当該指定短期入所療養介護を行う診療所における療養病床以外の病床の床面積は利用者一人につき、六・四平方メートル以上であること。

(六) 療養病床を有する診療所においては、医療法施行規則第二十一条の四第二項において準用する同令第二十一条第二項第三号及び第四号に規定する基準に該当する食堂及び浴

(1) 診療所療養病床短期入所療養介護費(1)を算定すべき指定短期入所療養介護の施設基準

(一) 療養病床を有する診療所である指定短期入所療養介護事業所であること。

(二) 当該指定短期入所療養介護を行う療養病床に係る病室(以下「療養病室」という。)における看護職員の数(当該療養病室を有する診療所である指定短期入所療養介護事業所が、一部ユニット型指定短期入所療養介護事業所である場合にあつては、当該療養病室の看護職員の数及び当該療養病室のユニット部分以外の部分に係る看護職員の数)が、常勤換算方法で、当該療養病室における指定短期入所療養介護の利用者の数及び入院患者の数の合計数が六又はその端数を増すごとに一以上であること。

(三) 当該療養病室における介護職員の数(当該療養病室を有する診療所である指定短期入所療養介護事業所が、一部ユニット型指定短期入所療養介護事業所である場合にあつては、当該療養病室の介護職員の数及び当該療養病室のユニット部分以外の部分に係る介護職員の数)が、常勤換算方法で、当該療養病室における指定短期入所療養介護の利用者の数及び入院患者の数の合計数が六又はその端数を増すごとに一以上であること。

(四) 当該療養病室が医療法施行規則第十六条第一項第二号の二、第三号イ及び第十一号イに規定する基準に該当するものであること。

(五) 医療法施行規則第二十一条の四第二項において準用する同令第二十一条第二項第三号及び第四号に規定する基準に該当する食堂及び浴室を有していること。

室を有していること。

(七) 診療所(六)の診療所を除く。)においては、食堂及び浴室を有していること。

(2) 診療所短期入所療養介護費(Ⅱ)を算定すべき指定短期入所療養介護の施設基準

(一) (1)及び(四)から(七)までに該当するものであること。

(二) 当該病室における看護職員又は介護職員の数(当該療養病室を有する診療所である指定短期入所療養介護事業所が、一部ユニット型指定短期入所療養介護事業所である場合にあっては、当該病室の看護職員又は介護職員の数及び当該病室のユニット部分以外の部分に係る看護職員又は介護職員の数)が、常勤換算方法で、当該病室における指定短期入所療養介護の利用者の数及び入院患者の数の合計数が三又はその端数を増すごとに一以上であること。

リ ユニット型診療所短期入所療養介護費を算定すべき指定短期入所療養介護の施設基準

(1) チ(1)及び(四)から(七)までに該当するものであること。

(2) 当該病室における看護職員の数(当該病室を有する診療所である指定短期入所療養介護事業所が、一部ユニット型指定短期入所療養介護事業所である場合にあっては、当該病室の看護職員の数及び当該病室のユニット部分に係る看護職員の数)が、常勤換算方法で、当該病室における指定短期入所療養介護の利用者の数及び入院患者の数の合計数が六又はその端数を増すごとに一以上であること。

(3) 当該病室における介護職員の数(当該病室を有する診療所である指定短期入所療養介護事業所が、一部ユニット型指定短期入所療養介護事業所である場合にあっては、当該病室の介護職員の数及び当該病室のユニット部分に係る介護職員の数)が、常勤換算方法で、当該病室における指定短期入所療

(2) 診療所療養病床短期入所療養介護費(Ⅱ)を算定すべき指定短期入所療養介護の施設基準

(一) (1)～(四)及び(五)に該当するものであること。

(二) 当該療養病室における看護職員又は介護職員の数(当該療養病室を有する診療所である指定短期入所療養介護事業所が、一部ユニット型指定短期入所療養介護事業所である場合にあっては、当該療養病室の看護職員又は介護職員の数及び当該療養病室のユニット部分以外の部分に係る看護職員又は介護職員の数)が、常勤換算方法で、当該療養病室における指定短期入所療養介護の利用者の数及び入院患者の数の合計数が三又はその端数を増すごとに一以上であること。

リ ユニット型診療所療養病床短期入所療養介護費を算定すべき指定短期入所療養介護の施設基準

(1) チ(1)～(四)及び(五)に該当するものであること。

(2) 当該療養病室における看護職員の数(当該療養病室を有する診療所である指定短期入所療養介護事業所が、一部ユニット型指定短期入所療養介護事業所である場合にあっては、当該療養病室の看護職員の数及び当該療養病室のユニット部分に係る看護職員の数)が、常勤換算方法で、当該療養病室における指定短期入所療養介護の利用者の数及び入院患者の数の合計数が六又はその端数を増すごとに一以上であること。

(3) 当該療養病室における介護職員の数(当該療養病室を有する診療所である指定短期入所療養介護事業所が、一部ユニット型指定短期入所療養介護事業所である場合にあっては、当該療養病室の介護職員の数及び当該療養病室のユニット部分に係る介護職員の数)が、常勤換算方法で、当該療養病室に

養介護の利用者の数及び入院患者の数の合計数が六又はその端数を増すごとに一以上であること。

又、カ (略)

十三 指定短期入所療養介護におけるユニットケアに関する減算に係る施設基準

第九号の規定を準用する。

十四 日常生活に支障をきたすおそれのある症状又は行動が認められることから介護を必要とする認知症（介護保険法（平成九年法律第百二十三号）第八条第十六項に規定する認知症をいう。以下同じ。）の利用者に対する指定短期入所療養介護に係る加算の施設基準

イ、ホ (略)

十五 指定短期入所療養介護に係る療養体制維持特別加算の施設基準

イ、ハ (略)

十六 指定短期入所療養介護に係る病院療養病床療養環境減算の施設基準

療養病棟の病室が医療法施行規則第十六条第一項第十一号イに規定する基準に該当していないこと。

十七 指定短期入所療養介護に係る診療所設備基準減算の施設基準
病室が医療法施行規則第十六条第一項第十一号イに規定する基準に該当していないこと。

十八 指定短期入所療養介護に係る別に厚生労働大臣が定める基準

イ 介護老人保健施設短期入所療養介護費(イ)の介護老人保健施設短期入所療養介護費(イ)、介護老人保健施設短期入所療養介護費(ロ)の介護老人保健施設短期入所療養介護費(ロ)、介護老人保健施設短期入所療養介護費(ハ)の介護老人保健施設短期入所療養介護費(ハ)、病院療養病床短期入所療養介護費(イ)の病院療養病床短期入所療養介護費(イ)、病院療養病床短期入所療養介護費(ロ)の病院療養病床短期入所療養介護費(ロ)、病院療養病床短期入所療養介護費(ハ)の病院療養病床短期入所療養介護費(ハ)

における指定短期入所療養介護の利用者の数及び入院患者の数の合計数が六又はその端数を増すごとに一以上であること。

又、カ (略)

九 指定短期入所療養介護におけるユニットケアに関する減算に係る施設基準

第六号の規定を準用する。

十 日常生活に支障をきたすおそれのある症状又は行動が認められることから介護を必要とする認知症の利用者に対する指定短期入所療養介護に係る加算の施設基準

イ、ホ (略)

十一 指定短期入所療養介護に係る療養体制維持特別加算の施設基準

イ、ハ (略)

十二 指定短期入所療養介護に係る病院療養病床療養環境減算の施設基準

療養病棟の病室が医療法施行規則第十六条第一項第十一号イに規定する基準に該当していないこと。

十三 指定短期入所療養介護に係る診療所療養病床設備基準減算の施設基準

療養病室が医療法施行規則第十六条第一項第十一号イに規定する基準に該当していないこと。

十四 指定短期入所療養介護に係る別に厚生労働大臣が定める基準

イ 介護老人保健施設短期入所療養介護費(イ)の介護老人保健施設短期入所療養介護費(イ)、介護老人保健施設短期入所療養介護費(ロ)の介護老人保健施設短期入所療養介護費(ロ)、介護老人保健施設短期入所療養介護費(ハ)の介護老人保健施設短期入所療養介護費(ハ)、病院療養病床短期入所療養介護費(イ)の病院療養病床短期入所療養介護費(イ)、病院療養病床短期入所療養介護費(ロ)の病院療養病床短期入所療養介護費(ロ)、病院療養病床短期入所療養介護費(ハ)の病院療養病床短期入所療養介護費(ハ)

介護費(i)を算定すべき指定短期入所療養介護に係る別に厚生労働大臣が定める基準

ユニットに属する療養室等（指定居宅サービス基準第百五十五条の二に規定する療養室等をいう。以下二において同じ。）
（介護老人保健施設基準第四十一条第二項第一号イ(3)(i)又は指定介護療養型医療施設基準第三十九条第二項第一号イ(3)(i)、第四十条第二項第一号イ(3)(i)若しくは第四十一条第二項第一号イ(3)(i)（指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準等の一部を改正する省令（平成十七年厚生労働省令第三十九号。以下「指定居宅サービス基準改正省令」という。）
附則第五条第一項又は附則第七条第一項の規定により読み替えて適用する場合を含む。）を満たすものに限る。）の利用者に対して行われるものであること。

二 ユニット型介護老人保健施設短期入所療養介護費(i)のユニット型介護老人保健施設短期入所療養介護費(ii)、ユニット型介護老人保健施設短期入所療養介護費(iii)のユニット型介護老人保健施設短期入所療養介護費(iv)、ユニット型介護老人保健施設短期入所療養介護費(v)、ユニット型病院療養病床短期入所療養介護費(vi)、ユニット型診療所短期入所療養介護費(vii)、ユニット型認知症患者型短期入所療養介護費(viii)のユニット型認知症患者型短期入所療養介護費(ix)又はユニット型認知症患者型短期入所療養介護費(x)のユニット型認知症患者型短期入所療養介護費(xi)を算定すべき指定短期入所療養介護に係る別に厚生労働大臣が定める基準

ユニットに属する療養室等（介護老人保健施設基準第四十一条第二項第一号イ(3)(ii)又は指定介護療養型医療施設基準第三十九条第二項第一号イ(3)(ii)、第四十条第二項第一号イ(3)(ii)若しくは第四十一条第二項第一号イ(3)(ii)を満たすものに限るものとし、介護老人保健施設基準第四十一条第二項第一号イ(3)(i)又は指

入所療養介護費(i)を算定すべき指定短期入所療養介護に係る別に厚生労働大臣が定める基準

ユニットに属する療養室等（指定居宅サービス基準第百五十五条の二に規定する療養室等をいう。以下二において同じ。）
（介護老人保健施設基準第四十一条第二項第一号イ(3)(i)又は指定介護療養型医療施設基準第三十九条第二項第一号イ(3)(i)、第四十条第二項第一号イ(3)(i)若しくは第四十一条第二項第一号イ(3)(i)（指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準等の一部を改正する省令（平成十七年厚生労働省令第三十九号。以下「指定居宅サービス基準改正省令」という。）
附則第五条第一項又は附則第七条第一項の規定により読み替えて適用する場合を含む。）を満たすものに限る。）の利用者に対して行われるものであること。

二 ユニット型介護老人保健施設短期入所療養介護費(i)のユニット型介護老人保健施設短期入所療養介護費(ii)、ユニット型介護老人保健施設短期入所療養介護費(iii)のユニット型介護老人保健施設短期入所療養介護費(iv)、ユニット型介護老人保健施設短期入所療養介護費(v)、ユニット型病院療養病床短期入所療養介護費(vi)、ユニット型診療所短期入所療養介護費(vii)、ユニット型認知症患者型短期入所療養介護費(viii)のユニット型認知症患者型短期入所療養介護費(ix)又はユニット型認知症患者型短期入所療養介護費(x)のユニット型認知症患者型短期入所療養介護費(xi)を算定すべき指定短期入所療養介護に係る別に厚生労働大臣が定める基準

ユニットに属する療養室等（介護老人保健施設基準第四十一条第二項第一号イ(3)(ii)又は指定介護療養型医療施設基準第三十九条第二項第一号イ(3)(ii)、第四十条第二項第一号イ(3)(ii)若しくは第四十一条第二項第一号イ(3)(ii)を満たすものに限るものとし、介護老人保健施設基準第四十一条第二項第一号イ(3)(i)又は指

定介護療養型医療施設基準第三十九条第二項第一号イ(3)(i)、第四十条第二項第一号イ(3)(i)若しくは第四十一条第二項第一号イ(3)(i)(指定居宅サービス基準改正省令附則第五条第一項又は附則第七条第一項の規定により読み替えて適用する場合を含む。)を満たすものを除く。)の利用者に対して行われるものであること。

十九 従来型個室を利用する者に対する指定短期入所療養介護に係る別に厚生労働大臣が定める基準

イ・ロ (略)

ハ 診療所又は療養病床を有する病院である指定短期入所療養介護事業所の病室(医療法施行規則第十六条第二号の二又は第三号に規定する病室をいう。)における利用者一人当たりの面積が、六・四平方メートル以下であること。

ニ (略)

二十 指定特定施設入居者生活介護における夜間看護体制加算に係る施設基準

イ・ハ (略)

二十一 指定福祉用具貸与における指定居宅サービス介護給付費単位数表の福祉用具貸与費の注2に係る施設基準

一月当たり実利用者数が十五人以下の指定福祉用具貸与事業所であること。

二十二 指定夜間対応型訪問介護の施設基準

イ・ロ (略)

二十三 指定認知症対応型通所介護の施設基準

イ・ハ (略)

二十四 指定小規模多機能型居宅介護における看護職員配置加算に係る施設基準

イ 看護職員配置加算(1)を算定すべき指定小規模多機能型居宅介護の施設基準

(1) 専ら当該指定小規模多機能型居宅介護事業所の職務に従事

定介護療養型医療施設基準第三十九条第二項第一号イ(3)(i)、第四十条第二項第一号イ(3)(i)若しくは第四十一条第二項第一号イ(3)(i)(指定居宅サービス基準改正省令附則第五条第一項又は附則第七条第一項の規定により読み替えて適用する場合を含む。)を満たすものを除く。)の利用者に対して行われるものであること。

十五 従来型個室を利用する者に対する指定短期入所療養介護に係る別に厚生労働大臣が定める基準

イ・ロ (略)

ハ 療養病床を有する病院又は診療所である指定短期入所療養介護事業所の病室(医療法施行規則第十六条第二号の二又は第三号に規定する病室をいう。)における利用者一人当たりの面積が、六・四平方メートル以下であること。

ニ (略)

十六 指定特定施設入居者生活介護における夜間看護体制加算に係る施設基準

イ・ハ (略)

十七 指定夜間対応型訪問介護の施設基準

イ・ロ (略)

十八 指定認知症対応型通所介護の施設基準

イ・ハ (略)

する常勤の看護師を一名以上配置していること。

(2) 通所介護費等の算定方法第七号に規定する基準に該当していないこと。

ロ 看護職員配置加算(Ⅱ)を算定すべき指定小規模多機能型居宅介護の施設基準

(1) 専ら当該指定小規模多機能型居宅介護事業所の職務に従事する常勤の准看護師を一名以上配置していること。

(2) イ(2)に該当するものであること。

二十五 指定認知症対応型共同生活介護の施設基準

イ・ロ (略)

二十六 指定認知症対応型共同生活介護における夜間ケア加算に係る施設基準

通所介護費等の算定方法第八号に規定する基準に該当していないこと。

二十七 指定認知症対応型共同生活介護における医療連携体制加算に係る施設基準

イ・ハ (略)

二十八 指定地域密着型特定施設入居者生活介護における夜間看護体制加算に係る施設基準

第二十号の規定を準用する。

二十九 指定地域密着型介護福祉施設サービスの施設基準

イ 地域密着型介護福祉施設サービス費又はユニット型地域密着型介護福祉施設サービス費を算定すべき指定地域密着型介護福祉施設サービスの施設基準

(1) 地域密着型介護福祉施設サービス費を算定すべき指定地域密着型介護福祉施設サービスの施設基準

a (略)

b 介護職員又は看護職員の数(当該指定地域密着型介護老人福祉施設が、一部ユニット型指定地域密着型介護老人福祉施設である場合にあつては、当該指定地域密着型介護老人

十九 指定認知症対応型共同生活介護の施設基準

イ・ロ (略)

二十 指定認知症対応型共同生活介護における医療連携体制加算に係る施設基準

イ・ハ (略)

二十一 指定地域密着型特定施設入居者生活介護における夜間看護体制加算に係る施設基準

第十六号の規定を準用する。

二十二 指定地域密着型介護福祉施設サービスの施設基準

イ 地域密着型介護福祉施設サービス費又はユニット型地域密着型介護福祉施設サービス費を算定すべき指定地域密着型介護福祉施設サービスの施設基準

(1) 地域密着型介護福祉施設サービス費を算定すべき指定地域密着型介護福祉施設サービスの施設基準

a (略)

b 介護職員又は看護職員の数(当該指定地域密着型介護老人福祉施設が、一部ユニット型指定地域密着型介護老人福祉施設である場合にあつては、当該指定地域密着型介護老人